

電気設備・機械設備一覧表

No.	設備 部屋名	照明	電話	テレビ	有線LAN	無線LAN	放送	内線・インターフォン	外線インターフォン (カメラ付き)	防犯カメラ	換気	空調 ※2	扇風機	電気コンセント	床暖房	手洗設備等	便器	沐浴槽・汚物流し等	給水	給湯	排水	屋外散水設備	給湯を整備する ところ他
1	調乳室	○									○	○		○					○	○	○		手洗、ミニキッチン※3
2	沐浴室	○									○	○		○				○	○	○	○		シャワー
3	0歳児保育室 (乳児室)	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○		手洗、テレビ不要
4	1歳児保育室 (ほふく室)	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○		手洗
5	2歳児保育室	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○		手洗
6	3歳児保育室	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○		手洗
7	4歳児保育室	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○		手洗
8	5歳児保育室	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○		手洗
9	遊戯室(ホール)	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○		○	○	○		手洗
10	絵本コーナー	○					○	○			○	○		○	○								手洗、外線インター フォン既存有(原田)
11	相談室	○					○				○	○	○	○									
12	事務室(職員室)	○	○		○	○	○	○	○※1	○※4	○	○	○	○					○	○	○		ミニキッチン※3
13	保健室	○	○		○	○	○				○	○	○	○					○	○	○		ミニキッチン※3
14	子育て支援のた めの執務室	○	○		○	○	○				○	○		○	○								
15	職員休憩室	○									○	○	○	○					○	○	○		手洗、ミニキッチン※3
16	更衣室	○									○	○		○					○	○	○		
17	洗濯室	○									○			○					○		○		
18	調理室	○						○			○	○	○	○		○			○	○	○		調理台、流し台シンク等
19	検品室	○									○	○		○									
20	下処理室	○									○	○		○					○	○	○		調理台、流し台シンク等
21	調理員更衣室	○									○	○	○	○					○		○		
22	調理員休憩室	○									○	○	○	○					○	○	○		ミニキッチン※3
23	調理員洗濯室	○									○			○					○		○		
24	乳児用・幼児用 トイレ	○									○			○		○	○		○		○		
25	大人用トイレ	○									○			○		○	○		○		○		
26	調理員用トイレ	○									○			○		○	○		○		○		
27	バリアフリートイレ	○									○			○		○	○		○	○	○		手洗
28	倉庫	○									○			○									
29	廊下	○					○				○			○									
30	玄関	○						○※1	○	○	○			○									
31	ピロティ	○					○																
32	園庭	○					○							○		○			○		○	○	
33	園庭用トイレ	○									○			○		○	○		○		○		手洗
34	園庭用手洗設備															○			○	○	○		手洗
35	園庭用足洗設備															○			○	○	○		足洗
36	駐車場・駐輪場	○																					
37	屋外倉庫	○									○			○									
38	正門	○						○※1											○		○		
39	食料品等専用 搬出入口	○																	○		○		

※1 既設(セキュリティゲートシステム)を活用すること。

※2 本市が指定する既設空調については処分せず、整備後も既設空調を使用すること(原田こども園、てしまこども園)。

※3 コンロ不要

※4 事務室(職員室)にて防犯カメラ映像を確認できるようにすること。

- ・建物外部に設ける電気設備は、防水仕様にする。
- ・0～5歳児保育室は、各クラスごとに同様の設備を配置し、クラスごとに点灯消灯できるようにすること。
- ・厨房、湯沸かし器、個別空調等にガスを用いる場合は、必要箇所にガスを供給する設備を設置すること。
- ・消防法、火災予防条例等に基づき、消火器等の必要な設備を設けること。
また、火災報知設備の感知器及び発信機を設置すること。
- ・既存の電気設備・機械設備を撤去する場合は、施設運営者と協議のうえで行うこと。
- ・必要な既存設備機器に不具合がある場合は、設備機器を更新すること。